



- ◇ 評価結果の通知 : 2022年8月16日(火)までに個別通知
  - 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	透明性枠組み・GHG インベントリに係る各種調査
対象国・地域又は類似地域	東南アジア・大洋州／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : マレーシア入国時に隔離期間無しに現地業務を行うために、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を終えている必要があります。

#### 6. 業務の背景

マレーシア国は、2016年に国別目標 (Nationally Determined Contributions; NDC)、2021年にNDCの更新版を国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局へ提出しており、NDCにおいて2030年までにGDPあたり温室効果ガス (GHG) 排出量を2005年比45%削減 (この45%のうち10%は国際的支援を受ける場合) することを目標として掲げている。

2015年に採択されたパリ協定では、先進国・途上国ともに排出削減の努力をし、世界全体で排出削減に向けた取り組みを行っていくことが規定された。このパリ協定の実効性を高めるため、各国の取り組みの進捗状況に係る情報等を定期的にUNFCCC事務局へ報告し国際的に審査することとなっており (パリ協定

第 13 条)、これを強化された透明性枠組み(Enhanced Transparency Framework; ETF)と呼ぶ。UNFCCC 締約国は、NDC の進捗状況の捕捉に必要な情報と GHG インベントリを含む隔年透明性報告(Biennial Transparency Report; BTR)を 2 年毎に提出し、2025 年以降は 5 年毎に NDC を更新・提出することが義務付けられている。

マレーシア環境水省(KASA)は、UNFCCC の国家フォーカルポイントであり、マレーシア国の NDC および GHG インベントリを所掌している。KASA は、気候変動部門の機能を強化するため、KASA のもとに国家気候変動センターを設置することを目指している。この機能強化の一環として、GHG インベントリの担当ユニットである GHG インベントリ・レポーティングユニットを GHG インベントリ管理システムオフィス(GHG Inventory Management System Office; GHG-IMSO)に改編し、GHG インベントリ策定に係るデータ収集、品質管理・保証、データ管理・分析等のプロセスの改善・能力強化、体制の強化を目指している。このような背景のもと、マレーシア国政府は、UNFCCC のもとの透明性枠組みに対応するための技術的・組織的能力の強化を目的とする UNFCCC 国家報告書作成のための能力強化プロジェクトの実施について、我が国に協力を要請した。

本調査では、マレーシア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2022 年 8 月下旬)

- ① 現地業務期間で訪問・協議すべき機関を検討し、マレーシア側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成し JICA に提出する。質問票は、JICA を通じて先方関係機関へ配付することを想定している。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。

(2) 現地業務期間 (2022年8月下旬～2022年9月上旬)

- ① JICA マレーシア事務所等との打合せに参加する。
- ② 国内準備期間中に作成した発表資料を活用し、担当分野における日本の取り組み事例、過去に JICA が実施した類似案件の協力内容をマレーシア側関係機関に説明する。マレーシア側関係機関尾の協議及び現地調査に参加し、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 透明性／GHG インベントリに係るマレーシア側関係機関の実施体制（組織、業務所掌、人員配置、予算、他機関との関係性等）
  - イ) 現行の透明性／GHG インベントリに係る課題と対策
  - ウ) マレーシアにおける気候変動分野の動向と本プロジェクトの位置付け
  - エ) 気候変動分野における他援助機関の協力方針・援助動向。
  - オ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報の収集。
- ④ マレーシアの現状に則した協力内容・プロジェクト活動に係る協議に参加し、技術的観点からの助言等を行う。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA マレーシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年9月上旬～2022年9月下旬)

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③ 担当分野における日本の取り組み事例（特にフロンに係る協力）、過去に JICA が実施した GHG インベントリ関連の協力内容（ベトナム、インドネシア、モンゴル・パプアニューギニア）および関連調査の結果を踏まえ、GHG インベントリ・透明性に係る能力強化の取り組みの実施における留意事項、教訓を取り纏める。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月22日(木)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2022年8月25日～9月3日を予定しています。  
なお、調査団員のうち評価分析担当団員は8月21日から、また、JICAの団員はその1週間後から現地業務を開始する予定です(現地業務終了は全調査団員が9月3日)。  
新型コロナウイルス感染対策に関し、マレーシア入国時には、ワクチンを3回接種済みの場合、隔離不要です(2022年6月1日時点)。  
本件では、現地業務期間中に隔離期間を含めず上記日程で実施することとします。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括(JICA)
    - イ) 協力企画(JICA)
    - ウ) 透明性／GHG インベントリ(本コンサルタント)
    - エ) 評価分析(JICAが別途契約するコンサルタント)
  - ③ 便宜供与内容

JICA マレーシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ第一チーム (gegem@jica.go.jp) から共有しますので、ご連絡ください。

- ・要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上